

設 立 認 証 申 請 書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

Ⓜ

電話（ ） ー 番

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を申請します。

特定非営利活動法人の名称	
特定非営利活動法人の代表者の氏名	
特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地	
特定非営利活動法人のその他の事務所の所在地	
定款に記載された目的	

注1 「特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地」の欄及び「特定非営利活動法人のその他の事務所の所在地」の欄は、事務所の所在地の字地番まで記載してください。

2 次の書類を添付してください。

なお、(1)、(2)、(7)、(9)及び(10)の書類は、2通を添付してください。

- (1) 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第10条第1項第1号の定款
- (2) 法第10条第1項第2号イの役員名簿
- (3) 法第10条第1項第2号ロの各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (4) 法第10条第1項第2号ハの各役員の住所又は居所を証する書面として次に掲げるもの
 - ア 当該役員が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合にあつては、同法第12条第1項の住民票の写し又は当該役員の住所に係る同項の住民票記載事項証明書
 - イ 当該役員がアに該当しない者である場合にあつては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

- (5) 法第10条第1項第3号の社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- (6) 法第10条第1項第4号の法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- (7) 法第10条第1項第5号の設立趣旨書
- (8) 法第10条第1項第6号の設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- (9) 法第10条第1項第7号の設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- (10) 法第10条第1項第8号の設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

補 正 書

年 月 日

兵庫県知事 様

申立者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

Ⓜ

電話（ ） ー 番

特定非営利活動促進法第10条第3項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり補正を申し立てます。

補正する書類の種類		
補正する書類の申請日		
補正の内容	補正前	補正後
補正の理由		

注1 「補正する書類の種類」の欄は、申請書の場合はその申請書の名称を、申請書に添付された書類の場合は当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言を記載してください。

2 「補正の内容」の欄は、補正しようとする内容について、補正後と補正前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表の形式で記載してください。

なお、書ききれない場合は、別紙としてください。

3 補正後の申請書又は書類（当該補正に係るものに限る。）を添付してください。

なお、次の書類について補正を行う場合は、当該書類2通を添付してください。

(1) 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第10条第1項第1号（法第34条第5項において準用する場合を含む。）又は法第25条第4項の定款

(2) 法第10条第1項第2号イ（法第34条第5項において準用する場合を含む。）の役員名簿

(3) 法第10条第1項第5号の設立趣旨書又は法第34条第5項において準用する法第10

条第1項第5号の合併趣旨書

- (4) 法第10条第1項第7号の設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書又は法第25条第4項の定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- (5) 法第10条第1項第8号の設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書又は法第25条第4項の定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書

設立登記等完了届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話（ ） — 番

特定非営利活動促進法 { 第13条第2項
第39条第2項において準用する同法第13条第2項 } の規定により、

{ 設立 }
{ 合併 } の登記を完了しましたので届け出ます。

注1 当該届出の根拠となる条項等を○で囲んでください。

2 次の書類を添付してください。

なお、(3)の財産目録は、2通を添付してください。

- (1) 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の登記事項証明書
- (2) 県民ボランティア活動の促進等に関する条例（以下「条例」という。）第19条第2項の登記事項証明書の写し
- (3) 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の財産目録
- (4) 条例第19条第3項の認証に関する書類の写し

役員変更等届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 主たる事務所の所在地

 名称及び代表者の氏名

 電話（ ） — 番

特定非営利活動促進法第23条第1項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、次のとおり役員の変更等をしましたので届け出ます。

変更 年月日	変更の内容			
	変更事項	役名	氏名	住所又は居所

注1 「変更事項」の欄は、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記載してください。

なお、新任の場合で補欠のため、又は増員によって就任したときは、その旨を付記してください。

2 「役名」の欄は、理事又は監事の別を記載してください。

3 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記してください。

4 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第23条第1項の変更後の役員名簿2通（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により非所轄法人（県民ボランティア活動の促進等に関する条例第40条第2項に規定する非所轄法人をいう。）が届け出る場合は、1通）を添付してください。

5 新任の場合は、当該役員に係る次の書類を添付してください。

(1) 法第10条第1項第2号ロの各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

(2) 法第10条第1項第2号ハの住所又は居所を証する書面として次に掲げるもの

ア 当該役員が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項の住民票の写し又は当該役員の住所に係る同項の住民票記載事項証明書

イ 当該役員がアに該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

定 款 変 更 認 証 申 請 書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

⑩

電話（ ） — 番

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、次のとおり定款の変更の認証を申請します。

	変 更 前	変 更 後
変更の内容		
変更の理由		

注1 「変更の内容」の欄は、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表の形式で記載してください。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載してください。

なお、書ききれない場合は、別紙としてください。

2 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第25条第4項の当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。以下「事業計画書等」という。）を添付してください。

なお、変更後の定款及び事業計画書等は、2通を添付してください。

3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2の添付書類のほか次の書類を添付してください。

なお、(1)の役員名簿は、2通を添付してください。

(1) 法第10条第1項第2号イの役員名簿

(2) 法第10条第1項第4号の法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面

(3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）

4 法第52条第3項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか、次の書類を添付してください。

(1) 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（仮認定特定非営利活動法人が申請する場合を除く。）、同項第2号に規定する認定又は仮認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し並びに同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し

(2) 法第49条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）認定又は仮認定の通知書の写し

(3) 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する次の書類の写し

ア 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

イ 前事業年度の次に掲げる事項を記載した書類

(ア) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

(イ) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

(ウ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

a 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

b 役員等との取引

(エ) 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

(オ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

(カ) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

(キ) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日

ウ 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

(4) 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項及び第4項に規定する次の書類の写し

ア 助成金の支給の実績を記載した書類

イ 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合で、事前に、その金額及び使途並びにその予定日（事前の作成が困難な場合は、その実施日）を記載した書類

定 款 変 更 届 出 書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話（ ） — 番

特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、次のとおり定款を変更しましたので届け出ます。

	変 更 前	変 更 後
変更の内容		
変更の理由		

注1 「変更の内容」の欄は、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表の形式で記載し、併せて、変更した時期を記載してください。

なお、書ききれない場合は、別紙としてください。

2 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第25条第6項の当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付してください。

なお、変更後の定款は、2通（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により非所轄法人（県民ボランティア活動の促進等に関する条例第40条第2項に規定する非所轄法人をいう。）が届け出る場合は、1通）を添付してください。

定款の変更登記の完了に係る証明書の提出書

年 月 日

兵庫県知事 様

提出者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話（ ） ー 番

特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、定款の変更の登記を完了しましたので、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を提出します。

注 登記事項証明書のほか、次の書類を添付してください。

- （1） 県民ボランティア活動の促進等に関する条例（以下「条例」という。）第24条第2項の登記事項証明書の写し（特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により非所轄法人（条例第40条第2項に規定する非所轄法人をいう。以下同じ。）が提出する場合は、添付する必要はありません。）
- （2） 条例第24条第3項の認証に関する書類の写し（認証を要しない定款変更の場合又は法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により非所轄法人が提出する場合は、添付する必要はありません。）

事業の成功の不能による解散認定申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

④

電話（ ） — 番

特定非営利活動促進法第31条第2項の規定により、次のとおり同条第1項第3号に掲げる事由による解散の認定を申請します。

解散する特定非営利活動法人の名称	
事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯	
残余財産の処分方法	

注 特定非営利活動促進法第31条第1項第3号の目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付してください。

解 散 届 出 書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所

氏名

特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により、次のとおり同条第1項 { 第1号
第2号
第4号
第6号 } に掲
げる事由により解散しましたので届け出ます。

解散した特定非営利活動 法人の名称	
解 散 の 理 由	
残余財産の処分方法	

- 注1 当該届出の根拠となる条項を○で囲んでください。
- 2 県民ボランティア活動の促進等に関する条例第28条第2項の解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

清算中における清算人就任届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所

.....
氏名
.....

特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の清算中に清算人が就任しましたので届け出ます。

清算中の特定非営利活動法人の名称	
就任した清算人の氏名及び住所	
清算人が就任した年月日	

注 県民ボランティア活動の促進等に関する条例第29条第2項の清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所

氏名

Ⓜ

特定非営利活動促進法第32条第2項の規定により、次のとおり残余財産の譲渡の認証を申請します。

解散した特定非営利活動法人 の名称	
解散した特定非営利活動法人 の譲渡すべき残余財産	
残余財産の譲渡を受ける者	

注 「残余財産の譲渡を受ける者」の欄は、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡を受ける財産を特定して記載してください。

様式第12号（第14条関係）

清 算 結 了 届 出 書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所

氏名

特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、特定非営利活動法人の解散に係る清算が終了しましたので届け出ます。

注 県民ボランティア活動の促進等に関する条例第31条第2項の清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

合 併 認 証 申 請 書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 合併に係る特定非営利活動法人
主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

㊦

電話（ ） — 番

合併に係る特定非営利活動法人
主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

㊦

電話（ ） — 番

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり合併の認証を申請します。

合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称	
合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人の代表者の氏名	
合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地	
合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人のその他の事務所の所在地	
合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的定款に記載された目的	

注1 「合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地」の欄及び「合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人のその他の事務所の所在地」の欄は、事務所の所在地の字地番まで記載してください。

2 次の書類を添付してください。

なお、(2)、(3)及び(8)から(10)までの書類は、2通を添付してください。

- (1) 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第34条第4項の合併の議決をした社員総会の議事録の謄本
- (2) 法第34条第5項において準用する法第10条第1項第1号の定款
- (3) 法第34条第5項において準用する法第10条第1項第2号イの役員名簿
- (4) 法第34条第5項において準用する法第10条第1項第2号ロの各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (5) 法第34条第5項において準用する法第10条第1項第2号ハの各役員の住所又は居所を証する書面として次に掲げるもの
 - ア 当該役員が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項の住民票の写し又は当該役員の住所に係る同項の住民票記載事項証明書
 - イ 当該役員がアに該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書
- (6) 法第34条第5項において準用する法第10条第1項第3号の社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- (7) 法第34条第5項において準用する法第10条第1項第4号の法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- (8) 法第34条第5項において準用する法第10条第1項第5号の合併趣旨書
- (9) 法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- (10) 法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

(表面)

第 号	身 分 証 明 書	5.5 センチメートル
写 真	所 属 職 名 氏 名	
<p>上記の者は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第41条第1項又は同法第64条第1項若しくは第2項の規定に基づき、検査を行う職員であることを証明します。</p> <p>年 月 日 交付</p> <p style="text-align: right;">兵庫県知事 印</p>		
9センチメートル		

(裏面)

特定非営利活動促進法（抜粋）
<p>(報告及び検査)</p> <p>第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
<p>(報告及び検査)</p> <p>第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。</p>

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

Ⓜ

電話（ ） — 番

特定非営利活動促進法第44条第2項の規定により、次のとおり認定特定非営利活動法人としての認定を申請します。

設 立 年 月 日	年 月 日
事 業 年 度	月 日 ~ 月 日
過 去 の 認 定 の 有 無 (過去の認定の有効期間)	有 ・ 無 年 月 日 ~ 年 月 日
過 去 の 仮 認 定 の 有 無 (仮認定を受けた日)	有 ・ 無 (年 月 日)
認 定 取 消 し の 有 無 (取 消 日)	有 ・ 無 (年 月 日)
仮 認 定 取 消 し の 有 無 (取 消 日)	有 ・ 無 (年 月 日)
この申請において適用する 広く市民からの支援を受けている かどうかを判断するための基準 (パブリックサポートテスト基準)	{ 相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人 絶対値基準 条例個別指定法人
現に行っている事業の概要	
その他の事務所の所在地 及び当該事務所の責任者の 氏 名	電話（ ） — 番

- 注1 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、法人の設立の日以後1年を超える期間が経過していなければこの申請書を提出することができません。
- 2 過去に認定又は仮認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければこの申請書を提出することができません。
- 3 過去に認定（有効期間の更新を除きます。）又は認定取消しを複数回受けている場合は、直近の認定の有効期間又は取消日を記載してください。
- 4 「この申請において適用する広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準（パブリックサポートテスト基準）」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- なお、同欄中「相対値基準・原則」とは特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合を除く。）を、「相対値基準・小規模法人」とは法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合に限る。）を、「絶対値基準」とは法第45条第1項第1号ロに掲げる基準を、「条例個別指定法人」とは法第45条第1項第1号ハに掲げる法人をそれぞれ指します。
- 5 「現に行っている事業の概要」の欄及び「その他の事務所の所在地及び当該事務所の責任者の氏名」の欄について、書ききれない場合は、別紙としてください。
- 6 次の書類を添付してください。
- なお、(2)及び(3)の書類は、2通を添付してください。
- (1) 法第44条第2項第1号の寄附者名簿（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）
- (2) 法第44条第2項第2号の認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- (3) 法第44条第2項第3号の寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

認定の有効期間の更新申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

 名称及び代表者の氏名

 ㊟

電話（ ） — 番

特定非営利活動促進法第51条第5項において準用する同法第44条第2項の規定により、次のとおり認定の有効期間の更新を申請します。

事業年度	月 日 ~ 月 日
認定の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
認定の有効期間の満了日の6月前の日	年 月 日
認定の有効期間の満了日の3月前の日	年 月 日
この申請において適用する 広く市民からの支援を受けている かどうかを判断するための基準 (パブリックサポートテスト基準)	{ 相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人 絶対値基準 条例個別指定法人
現に行っている事業の概要	
その他の事務所の所在地 及び当該事務所の責任者の 氏 名	電話（ ） — 番

注1 認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間（更新申請期間）に更新の申請をしなければなりません。この更新申請期間内に更新の申請をしない場合（災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすることができない場合を除きます。）は、改めて認定の申請を行うこととなります。

- 2 「認定の有効期間」の欄には、直近の特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
- 3 「この申請において適用する広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準（パブリックサポートテスト基準）」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

なお、同欄中「相対値基準・原則」とは法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合を除く。）を、「相対値基準・小規模法人」とは法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合に限る。）を、「絶対値基準」とは法第45条第1項第1号ロに掲げる基準を、「条例個別指定法人」とは法第45条第1項第1号ハに掲げる法人をそれぞれ指します。
- 4 「現に行っている事業の概要」の欄及び「その他の事務所の所在地及び当該事務所の責任者の氏名」の欄について、書ききれない場合は、別紙としてください。
- 5 次の書類をそれぞれ2通添付してください。ただし、既に所轄庁に提出している書類のうち、その記載した事項に変更のないものについては、添付する必要はありません。
 - (1) 法第51条第5項において準用する法第44条第2項第2号の認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
 - (2) 法第51条第5項において準用する法第44条第2項第3号の寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

様式第17号（第19条関係）

認定（仮認定）特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書

年 月 日

兵庫県知事 様

提出者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話（ ） — 番

その他の事務所の所在地

電話（ ） — 番

次のとおり特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を提出します。

定款変更の 認 証 日	年 月 日	
	変 更 前	変 更 後
変更の内容		

認定（仮認定）特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話（ ） — 番

特定非営利活動促進法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり代表者を変更しましたので、届け出ます。

認定（仮認定） の有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日
変更年月日	年 月 日
変更前の代表者の 氏名及び住所	
変更後の代表者の 氏名及び住所	

認定（仮認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

年 月 日

兵庫県知事 様

提出者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話（ ） ー 番

特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次の書類を提出します。

認定（仮認定） の有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日
提出する書類	
	チェック欄
(1) 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第54条第2項第2号の前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
(2) 法第54条第2項第3号の前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類	
ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	
イ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項	
ウ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 (ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、 取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 (イ) 役員等との取引	
エ 寄附者（当該認定（仮認定）特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定（仮認定）特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	
オ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
カ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
キ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び用途並びにその実施日	
(3) 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	

注1 「提出する書類」の欄の各書類を作成するごとに、同欄の右側の「チェック欄」にチェックを入れ、全ての提出する書類を作成したことを確認の上、提出してください。

2 所轄庁に提出する場合に限り、(1)から(3)までの書類は、2通を提出してください。

様式第20号（第22条関係）

認定（仮認定）特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の提出書

年 月 日

兵庫県知事 様

提出者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話（ ） — 番

特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、助成の実績の書類を提出します。

認定（仮認定） 年 月 日	年 月 日		
認定（仮認定） の有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
年 月 日		円	

注1 「支給日」の欄、「支給対象者」の欄、「支給金額」の欄及び「助成対象の事業等」の欄の記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載してください。

2 「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載してください

3 所轄庁に提出する場合に限り、特定非営利活動促進法第54条第3項の助成の実績の書類は、2通を提出してください。

様式第21号（第22条関係）

認定（仮認定）特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書

年 月 日

兵庫県知事 様

提出者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話（ ） ー 番

特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、海外への送金及び金銭の持出しについて記載した書類提出します。

認定（仮認定） 年 月 日	年 月 日	
認定（仮認定） の有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
金額	使 途	予定日（実施日）
円		年 月 日
事前に提出できなかった場合の理由		

注1 「金額」の欄、「使途」の欄及び「予定日（実施日）」の欄の記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載してください。

2 「事前に提出できなかった場合の理由」の欄は、災害に対する援助その他緊急を要し事前の提出ができなかった場合にその理由を具体的に記載してください。

3 所轄庁に提出する場合に限り、特定非営利活動促進法第54条第4項の海外への送金及び金銭の持出しについて記載した書類は、2通を提出してください。

仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けるための申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

㊟

電話（ ） — 番

特定非営利活動促進法第58条第2項において準用する同法第44条第2項の規定により、次のとおり仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を申請します。

設 立 年 月 日	年 月 日
事 業 年 度	月 日 ~ 月 日
過 去 の 認 定 の 有 無	有 ・ 無
過 去 の 仮 認 定 の 有 無	有 ・ 無
現に行っている事業の概要	
その他の事務所の所在地 及び当該事務所の責任者の 氏 名	電話（ ） — 番

- 注1 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、法人の設立の日以後1年を超える期間が経過していなければこの申請書を提出することができません。
- 2 法人の設立の日から5年を経過していない法人でなければこの申請書を提出することができません。
- 3 過去に認定又は仮認定を受けたことのある法人は、この申請書を提出することができません。
- 4 「現に行っている事業の概要」の欄及び「その他の事務所の所在地及び当該事務所の責任者の氏名」の欄について、書ききれない場合は、別紙としてください。
- 5 次の書類をそれぞれ2通添付してください。

- (1) 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号の仮認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- (2) 法第58条第2項において準用する法第44条第2項第3号の寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

合併の認定を受けるための申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

印

電話（ ） ー 番

特定非営利活動促進法第63条第5項において準用する同法第44条第2項の規定により、次のとおり合併の認定を申請します。

認定（仮認定） 年 月 日	年 月 日		
認定（仮認定） の有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
事業年度	月 日 ～ 月 日		
特定非営利活動促進法第 6 3 条 第1項の申請において適用する 広く市民からの支援を受けている	{ 相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人 絶対値基準 条例個別指定法人		
法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併後存続する法人名又は合 併によって設立する法人名 (代表者名)	電話（ ） ー 番		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話（ ） ー 番		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話（ ） ー 番		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外

注1 「特定非営利活動促進法第63条第1項の申請において適用する広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準（パブリックサポートテスト基準）」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

なお、同欄中「相対値基準・原則」とは特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合を除く。）を、「相対値基準・小規模法人」とは法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合に限る。）を、「絶対値基準」とは法第45条第1項第1号ロに掲げる基準を、「条例個別指定法人」とは法第45条第1項第1号ハに掲げる法人をそれぞれ指します。

2 この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する法人又は合併によって消滅する各法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人）の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となります。

3 「法人名」の欄及び「現に行っている事業の概要」の欄について、書ききれない場合は、別紙としてください。

4 「現に行っている事業の概要」の欄について、合併によって設立する法人については、今後行う予定の事業を記入してください。

5 「区分」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

6 次の(1)の書類を1通、(2)及び(3)の書類をそれぞれ2通添付してください。ただし、法第63条第2項の申請については、(1)の書類は添付する必要はありません。

(1) 法第63条第5項において準用する法第44条第2項第1号の寄附者名簿（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）

(2) 法第63条第5項において準用する法第44条第2項第2号の認定又は仮認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

(3) 法第63条第5項において準用する法第44条第2項第3号の寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類